

京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口運営業務 業務委託に係る公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務の基本要件

- (1) 件名
京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口運営業務
- (2) 契約期間
契約の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託金額の上限
24,400千円/年（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 上記金額は、委託業務に係る全ての経費を含む。
- (4) 業務内容
別紙1「仕様書」のとおり

2 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと

- (1) 社会福祉法人、公益社団法人又は公益財団法人その他市長が適当と認める団体であること
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有すると認められる者

＜参考＞京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) （略）
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (3) 参加申込日から契約締結日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと
- (6) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、委託業務を実施できるスタッフが配置可能であり、委託業務を適切、公正、中立かつ効率的に、公益に資する意思を持って実施できること
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること
- (8) 共同事業体による参加の申込にあっては、以下の資格要件をすべて満たすこと
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと

- ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること
- エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと

3 提出資料

プロポーザルの参加を希望する者は、次の資料等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出すること。

(1) 提出する資料

ア プロポーザル参加申込書	【様式1】	1部
イ 企画提案書	【様式2】	4部
ウ 法人の概要	【様式3】	4部
エ 業務実施計画	【様式4】	4部
オ 組織図	【任意様式】	4部
カ 図面等委託業務実施場所が分かる資料	【任意様式】	4部
キ 見積書（※）	【任意様式】	4部（原本は1部で可）

※ 必要経費の内訳が分かるように記載すること。

京都市競争入札参加有資格者でない場合は、以下の書類を合わせて提出すること。なお、以下の書類のうち、ク～シは申請日前3か月以内に発行のものとする。

- ク 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- ケ 印鑑証明書
- コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- サ 法人市民税及び固定資産税の納税証明書（京都市内に事業所等が所在しない場合は、事業所を置く自治体の納税証明書を提出すること）
- シ 水道料金及び下水道料金の納付証明書
- ス 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【様式5】
- セ 使用印鑑届又【様式6】は委任状兼使用印鑑届【様式7】

(2) 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時まで

※ 郵送の場合は、上記提出期限必着。

(3) 提出先

「9 問合せ先及び提出先」参照

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が以下の事項に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

- ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 仕様書の要件を満たしていないもの
- カ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

4 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限超過後の質問事項には回答しない。

(1) 質問の資格

本要項「2 参加資格」を満たす者。

(2) 質問方法

質問は、「9 問合せ先及び提出先」に、「(京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口運営業務委託) プロポーザルに関する質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。

なお、原則として、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

(3) 質問の受付期限

令和8年4月8日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年4月10日(金)中に、京都市情報館に回答を掲載する。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

5 受託者の選定方法

(1) 選定方法

審査は、本市の職員で構成する審査委員会において審査を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて提案者にヒアリングを行うことし、その場合には受託候補者へ個別に連絡をする。なお、いずれの提案者の評価結果も最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

(2) 審査基準

別紙2「京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口運営業務 提案内容評価要領」に基づき、提案内容等を総合的に評価し、各評価者が採点した評価点の総合計が6割(180点/300点)を越え、かつ、最も高い者を受託候補者に決定する。ただし、採点結果が同点の場合は、見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

なお、提案者が1社のみの場合でも、同様の取扱とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

選定結果については、審査後、全ての提案者に対し、書面により通知するとともに、京都市情報館において公開する。

なお、選考の経過等に関する問合せには応じない。

6 委託契約

選定された受託候補者と本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合及び受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合、その他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときには、その者と契約を行う。

なお、この要項に記載のない申込に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

7 留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出資料は、参加者に返却しない。

(3) 提出期限以降における資料等の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

(4) 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(5) 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。

(6) 提出資料に虚偽又は不正があった場合は失格とする。また、契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。

8 スケジュール

令和8年3月31日(火)	プロポーザル募集開始
4月8日(水) 午後5時	質問受付期限
4月10日(金)	質問への回答
4月20日(月) 午後5時	提出資料等の提出期限
5月上旬頃	審査結果の通知・公表

9 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地(北庁舎4階)

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当
(竹原、小野)

TEL: 075-222-3527

メール: chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp